

令和6年度 館林市特定教育・保育施設の利用申込みのしおり

- ① 館林市特定教育・保育施設の利用申込みのしおり（本書）
- ② 令和6年度 入園申込みをされる皆様へ（お知らせ）
- ③ 記入上の注意 及び 記入例
- ④ 令和6年度 特定教育・保育施設利用申込みチェックリスト
- ⑤ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 特定教育・保育施設利用申込書
- ⑥ 健康状況確認表 及び 施設利用に関する確認票及び同意書
- ⑦ 就労（内定）証明書 2枚

※就労以外の理由で申込を行う場合や、市外施設を利用する場合等は別途書類が必要です。事前に申出て書類を受け取るか、市のホームページからダウンロードし、ご記入ください。

○ 教育・保育の必要性の認定申請及び施設の利用申込み手続き

子ども・子育て支援新制度では、新制度に移行した幼稚園、認定こども園、保育園等を総称して「特定教育・保育施設」と言います。特定教育・保育施設を利用するためには、教育・保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。教育・保育給付認定の区分により手続きが異なるため、本書類をよくお読みいただき、必要な書類を作成のうえ、お申し込みください。

◆ 幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用希望する方（1号認定が必要な方）

教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書を作成し、その他必要となる書類を添付して希望する施設（私立認定こども園・常楽幼稚園を希望のかた）又は市役所こども課へお申し込みください。

◆ 保育園・認定こども園（保育部分）を利用希望する方（2号又は3号認定が必要な方）

施設を利用するためには、以下の事由のいずれかに該当し、特定教育・保育施設での保育の必要性が確認できることが必要です。書類は希望する施設（私立認定こども園を希望のかたのみ）又は市役所こども課へお申し込みください。

保育の必要性の認定基準

- ① **就労** 日常の家事以外の就労（自営・農業・内職等を含む）
保育の実施期間：仕事をしている期間 **※最低就労時間：月48時間以上かつ週4日以上が必要です**
- ② **妊娠・出産** 妊娠中又は出産後間もない
保育の実施期間：出産（予定）日の産前2か月（多胎妊娠の場合産前3か月）から産後最長3か月
- ③ **疾病・障がい** 病気やけが、心身に障がいがある
保育の実施期間：療養等に必要期間
- ④ **同居又は長期入院している親族の介護・看護** 病人や心身障がい者を常時介護・看護している
保育の実施期間：介護・看護を必要とする期間
- ⑤ **災害復旧** 震災や風水害、火災などの復旧に当たっている
保育の実施期間：復旧に必要な期間
- ⑥ **求職活動（起業準備含む）**
保育の実施期間：2か月間（求職を理由とした期間延長は原則できません）
- ⑦ **就学（職業訓練を含む）** **※月48時間以上の通学が必要です**
保育の実施期間：学業や訓練が修了するまでの期間
- ⑧ **虐待・DVのおそれがある**
保育の実施期間：虐待・DVのおそれがなくなるまでの期間
- ⑨ **育児休業中の継続利用** 児童の発達状況や家庭状況の理由により、引き続き同じ園で集団保育が必要と認められる
保育の実施期間：育児休業を取得している期間

○館林市の特定教育・保育施設一覧

	施設名	所在地	電話	利用定員	対象児童	開所時間	認定区分	
保育園	公立	東 保 育 園	瀬戸谷町2240-17	72-2050	90	0歳以上	7時～18時 7時～19時	2号認定 又は 3号認定
		六 郷 保 育 園	新宿二丁目14-18	72-1232	100			
		多 々 良 保 育 園	日向町1147-16	72-0829	50			
		渡 瀬 保 育 園	足次町486-1	72-3970	90			
		美 園 保 育 園	美園町10-26	73-2143	90			
		成 島 保 育 園	北成島町1645-1	73-3667	150			
		松 波 保 育 園	高根町400-96	73-7321	70			
	私立	ルンビニ保育園	赤生田本町1510	72-5335	40	1歳以上	7時～18時	
		聖ルカ保育園	大街道三丁目5-1	72-1076	90	0歳以上	7時～19時	
		双葉保育園	松原一丁目23-1	73-4561	70			
	ももの木保育園	楠町1943-1	74-4761	90				
幼稚園	公立	杉 並 幼 稚 園	新宿二丁目14-18	73-5510	160	3歳以上	8時30分～17時	1号認定
		西 幼 稚 園	近藤町178-273	73-5727	160		8時～17時	
	私立	常 楽 幼 稚 園	木戸町580	72-1836	45			
認定こども園	公立	北 こ ど も 園	台宿町9-1	72-1342	120	0歳以上	7時～18時	1号～3号 認定
		(仮称)南こども園	本町三丁目6-1	72-1233	70			
		東 こ ど も 園	大島町4364-1	77-1513	50			
	私立	富 士 こ ど も 園	富士見町5-1	74-2100 74-4288	280	満1歳以上	7時30分～ 18時30分	
		認 定 こ ど も 園 M I N O Y A	上三林町107-1	73-0354	135	0歳以上	7時～18時30分	
		認 定 こ ど も 園 A O Y A G I	青柳町1596-1	74-8858	220			

○申込みに必要な書類

1	<p>令和6年度 特定教育・保育施設利用申込チェックリスト（家庭につき1枚）</p> <p>申込み受付の際に、必要書類の確認をさせていただきます。書類の不備がないように確認のうえ、お申し込みください。複数の児童が申込み場合でも、チェックリストは1枚のみで構いません。</p>												
2	<p>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 特定教育・保育施設利用申込書（児童1人につき1枚）</p> <p>申請内容に基づき審査し、<u>教育・保育の必要性</u>や<u>保育の必要量（時間）</u>を市が認定し、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証」を交付します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3">教育・保育の 必要性</td> <td>1号認定</td> <td>保育を必要としない満3歳以上の児童</td> </tr> <tr> <td>2号認定</td> <td>保育を必要とする満3歳以上の児童</td> </tr> <tr> <td>3号認定</td> <td>保育を必要とする満3歳未満の児童</td> </tr> </table> <p>保育の必要量（時間）には、11時間利用を基本とする「保育標準時間」と、8時間利用を基本とする「保育短時間」があります。2号認定または3号認定を希望する場合、保育を必要とするご家庭の実態に合わせて市が認定しますので、申込み受付時に確認させていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2">保育の必要量 （時間）</td> <td>保育標準時間 （11時間利用）</td> <td>(1) 父母ともに月120時間以上の就労 (2) 父母どちらか、またはどちらも病気・障がい、介護・看護等 (3) 妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれがある</td> </tr> <tr> <td>保育短時間 （8時間利用）</td> <td>(1) 父母どちらか、またはどちらも月48時間以上120時間未満の就労 (2) 父母どちらか、またはどちらも求職活動中</td> </tr> </table>	教育・保育の 必要性	1号認定	保育を必要としない満3歳以上の児童	2号認定	保育を必要とする満3歳以上の児童	3号認定	保育を必要とする満3歳未満の児童	保育の必要量 （時間）	保育標準時間 （11時間利用）	(1) 父母ともに月120時間以上の就労 (2) 父母どちらか、またはどちらも病気・障がい、介護・看護等 (3) 妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれがある	保育短時間 （8時間利用）	(1) 父母どちらか、またはどちらも月48時間以上120時間未満の就労 (2) 父母どちらか、またはどちらも求職活動中
教育・保育の 必要性	1号認定		保育を必要としない満3歳以上の児童										
	2号認定		保育を必要とする満3歳以上の児童										
	3号認定	保育を必要とする満3歳未満の児童											
保育の必要量 （時間）	保育標準時間 （11時間利用）	(1) 父母ともに月120時間以上の就労 (2) 父母どちらか、またはどちらも病気・障がい、介護・看護等 (3) 妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれがある											
	保育短時間 （8時間利用）	(1) 父母どちらか、またはどちらも月48時間以上120時間未満の就労 (2) 父母どちらか、またはどちらも求職活動中											
3	<p>健康状況確認表・施設利用に関する確認票及び同意書（児童1人につき1枚）</p>												

該当する家庭のみ提出する書類（状況に該当する場合）

3

状 況	提 出 書 類
生活保護を受けている方	被保護証明書
同一生計家族の中で、障害者手帳の交付や特別児童扶養手当を受けている場合	障害者手帳（身体・療育・精神）の写し 又は 特別児童扶養手当証書の写し
父母の他に同居者（祖父母等）がいる方	保育の必要性に係る状況申告書 （必要に応じて添付資料含む）
永住権がない外国籍の方	在留資格を証明する書類（在留カードの写しなど）
館林市に転入予定の方	転入に関する同意書 + 売買契約書又は賃貸借契約書
市外施設を利用希望の方	広域入所申請に係る申立書 （保育を希望する方のみ）

※ 太字の書類は、市指定の様式で提出してください。

家庭で保育できないことを確認できる書類（保育園・認定こども園の保育部分を希望する方のみ）

4

事 由	提 出 書 類
就労（家庭外労働）	就労証明書 （注）
就労（家庭内労働） （自営業・農業・内職等）	就労証明書（表面） （注） 就労状況（予定）申告書（裏面） （申告書記載の添付資料を必ず提出すること）
就 労 内 定	就労証明書
妊 娠 ・ 出 産	妊娠・出産申告書 + 母子健康手帳の写し（表紙 + 分娩予定日記載部分）
疾 病	保育の必要性に係る状況申告書 医師の診断書（家庭保育が困難であることが明記されているもの）
障 が い	保育の必要性に係る状況申告書 医師の診断書、障害者手帳（身体・療育・精神）の写し
介 護 ・ 看 護	介護・看護状況申告書 （申告書記載の添付資料を必ず提出すること） 医師の診断書
災 害 復 旧	り災証明書（り災した市町村で発行）
求 職 活 動	求職活動状況申告書
就 学	在学証明書、時間割等スケジュールがわかるもの
虐 待 ・ D V	事由に該当することが確認できる書類
そ の 他	こども課にご相談ください

（注）就労内定（予定）で入園申込みする場合は、就労開始後、改めて就労証明書を提出していただきます。

※ 太字の書類は、市指定の様式で提出してください。

※ 上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください。

5

申請に伴うマイナンバーの記載について

子ども・子育て支援法施行規則により、保育園等の施設を利用する方は各種申請手続きの際に、個人番号（以下、マイナンバー）の記載が必要となっています。制度の趣旨をご理解のうえ、マイナンバーの記載にご協力をお願いします。

また、マイナンバーが記載された申請書等を提出する場合、正しい番号であること・正しい持ち主であることを確認するため番号確認と身元確認が必要になりますので、ご協力ください。

①申請者本人が申込みに来た場合（以下を提示）

- ・本人のマイナンバーがわかるもの（個人番号カード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等）
- ・本人の身分が証明できるもの（顔写真付きは1点のみで可、それ以外は2点提示）

②申請者と申込みに来る人が異なる場合（以下を提示。ただし委任状は提出）

- ・申請者本人のマイナンバーがわかるもの（個人番号カード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等）
- ・申込みに来る人の身分が証明できるもの（顔写真付きは1点のみで可、それ以外は2点提示）
- ・委任状

○ 新年度入園募集（令和6年4月入園）

◆ 幼稚園

	申込み受付日	受付場所	入園決定時期
公立	一次受付 10月16日(月)～10月19日(木) 二次受付以降 順次	こども課	一次受付 12月中旬 二次受付以降 1月下旬以降順次
常楽幼稚園	園にお問い合わせください	園	随時

◆ 保育園

	申込み受付期間	受付場所	入園決定時期
公立	一次受付 10月20日(金)～11月7日(火) 二次受付以降 11月8日(水)～2月29日(木)	こども課	一次受付 12月下旬 二次受付以降 1月下旬以降順次
私立			

◆ 認定こども園

	申込み受付日	受付場所	入園決定時期
公立	一次受付 10月20日(金)～11月7日(火) 二次受付以降 11月8日(水)～2月29日(木)	こども課	一次受付 12月下旬 二次受付以降 1月下旬以降順次
私立	保育認定 一次受付 10月20日(金)～11月7日(火) ※各園で受付は11月2日(木)まで 二次受付以降 11月8日(水)～2月29日(木) 教育認定 各園にお問い合わせください	こども課 または園	保育認定 一次受付 12月下旬 二次受付以降 1月下旬以降順次 教育認定 各園にお問い合わせください

○ 随時入園募集（令和6年5月入園以降）

◆ 保育認定

	申込み受付日	受付場所	入園決定時期
公立・私立	入園希望月の前月10日まで	こども課	入園月の前月20日頃

◆ 教育認定

	申込み受付日	受付場所	入園決定時期
公立	入園希望月の前月10日まで	こども課	入園月の前月20日頃
私立		各園	随時

○ 保育料・副食費について

保育料・副食費は、児童の父母の市民税額により算定します。ただし、生計の中心者が祖父母等と判断できる場合は、祖父母等も含めて算定します。令和6年4月から8月までは、令和5年度の額（令和4年中の所得に基づく課税額）により算定し、9月から令和7年3月までは、令和6年度の額（令和5年中の所得に基づく課税額）により算定します。

幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの児童の保育料は無償となります。

※ 世帯構成等が変わった場合（離婚・婚姻・死別等）は、保育料・副食費が変更になることがありますので、必ず申し出てください。

○ その他

本市におきましては、教育・保育給付認定証の交付は任意（希望者のみ交付）としています。

特定教育・保育施設を利用する場合、既に認定を行った教育・保育給付認定の内容に変更が生じた場合でも、希望いただいた方以外は教育・保育給付認定証を交付しませんのでご注意ください。

教育・保育給付認定証の交付を希望される場合は、別途、交付申請書が必要となりますので、お申し出ください。

また、子ども・子育て支援法第20条第6項では、教育・保育給付認定申請のあった日から30日以内に、市が教育・保育給付認定保護者に対し教育・保育給付認定証を交付することを定めていますが、新規認定申請が集中し、認定審査に時間を要した結果、交付時期を延期することがありますのでご了承ください。

【問合せ先】

〒374-8501 館林市城町1番1号
こども局こども課 幼保運営係（0276-47-5136）